

[事案 29-313] 契約解除取消等請求

・平成 30 年 11 月 8 日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約を解除され、受領済みの給付金の返還を求められているが、告知をしなかったことについて重過失はないとして、契約解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

適応障害の治療を受けたため、平成 25 年 9 月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、うつ状態の検査等に関する告知義務違反があったとして、契約を解除され、関連する疾病に対する受領済みの給付金の返還を請求された。しかし、以下の理由により、告知をしなかったことについて重過失はなく、契約解除を取り消してほしい。併せて、受領済みの給付金の返還請求も取り消してほしい。

- (1) 担当者から、治療を開始していない疾患や不調は告知の対象でないと言われていたため、告知をしなかった。
- (2) うつ状態に関する検査をした認識も病名の告知を受けたという認識もない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当者が、申立人に対して、治療を開始していない疾患や不調は告知の対象ではないと述べたことはない。
- (2) 申立人は、告知の約 1 か月前にうつ状態の検査を受け、病名を告げられており、告知時に自身の症状を認識していたことは明らかである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が告知すべき事項を告知しなかったことについて重過失はなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。